

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会ドナー委員会規約

第1条（名称）

本委員会は、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会ドナー委員会と称する。

第2条（目的）

同種造血幹細胞ドナーの安全を確保するとともに、ドナーの権利擁護に必要な活動を行う。

第3条（事業）

本委員会の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 同種末梢血幹細胞ドナーフォローアップ事業
- 2) 同種末梢血幹細胞ドナーフォローアップ事業のデータ解析と公表
- 3) 血縁骨髄ドナーフォローアップ事業
- 4) 血縁骨髄ドナーフォローアップ事業のデータ解析と公表
- 5) ドナー傷害保険に関わること
- 6) 幹細胞採取のためのガイドラインの策定に関わること（本学会ガイドライン委員会並びに関連学会との共同作業として）
- 7) その他

第4条（委員）

本委員会の委員は、理事、評議員、会員外第三者及び女性を含んだ約15名により構成され、その任期は2年とし、2期までを限度として再任を妨げない。

第5条（委員長）

委員会の委員長は理事が担当する。

第6条（委員の選出）

委員は、理事会で選任し、社員総会で承認を得る。委員の改選は半数ずつ行う。

第7条（規約の変更）

本委員会の規約は、本委員会により変更することができるが、理事会及び社員総会の承認を要する。

付則（任意団体から通算）

平成16年12月17日施行

平成19年 2月15日改定